

# 豊四季親子会 会則

(名称・事務局)

第1条 この会は、豊四季親子会（以下、「本会」という）と称し、事務局を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は、行事・活動を通して、地域住民との交流及び会員相互の親睦を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条に定める目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 豊四季地区等の行事に参加し、活動すること
- (2) 会員同士が、仲良く楽しく参加できる行事を企画し、活動すること。

(会員)

第4条 本会は、豊四季地区又はその近隣に居住する、幼児（4歳になる年度）～小学校6年生とその保護者で組織し、加入単位は個人とする。

(会費)

第5条 本会の会費は、子供1人につき、年額1000円とする。

年度の途中で入会する場合も、1000円を納める。

年度の途中で退会する場合、年度中の行事への参加が無かった場合のみ、1000円を返金することとする。

(事業・会計年度)

第6条 本会の事業・会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(運営費)

第7条 本会の運営費は、以下の通りである。

- (1) 会費
- (2) 豊四季町会からの助成金
- (3) その他活動等に伴う収入

(役員)

第8条 本会に、次の役員をおく。

- |                   |      |
|-------------------|------|
| (1) 会長            | 1名   |
| (2) 副会長（市子連を兼任する） | 1～2名 |
| (3) 会計            | 2～3名 |
| (4) 書記            | 1～2名 |
| (5) 保体部           | 2～4名 |

(役員を選出・任期)

第9条 本会の役員は、総会において会員の互選により選出し、任期は1年とする。  
ただし、再任を妨げない。

(総会)

第10条

第1項 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

通常総会は、年1回開催し、臨時総会は役員会が必要と認めた場合に開催する。

第2項 総会は以下の事項について審議する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任
- (4) その他会の運営に関する重要事項

(雑則)

第11条 この会則に定めのない事項については、本会の役員会の会議にて決定するものとする。

(付則)

この会則は令和3年4月1日から施行する